

明治期の新聞言説における鶏姦罪 —批判的言説分析を方法論として—

Newspaper discourse on Keikan-zai in the Meiji era -Critical discourse analysis as a research methodology-

◎田中 裕
Hiroshi TANAKA

早稲田大学大学院 教育学研究科博士課程 Graduate School of Education, Waseda University

要旨…明治初期に8年半のみ存在した「鶏姦罪」を対象に、『横浜毎日新聞』と『読売新聞』のディスコース分析を行った。鶏姦罪とは、肛門性交を行った者を罰する規定である。性行為について記述した記事を抽出し、異性間性交と肛門性交に分けて考察した。その結果、異性愛的性交に関する記事では、大半が行為者を「非人道」として断じていた。その論拠は新政府と法の權威によって成立していた。他方、肛門性交は文明開化にそぐわない旧習として語られた。鶏姦罪の成立以前と以後で論調に多少の変化があるものの、その行為を「非人道」として評価しない傾向が確認できた。ただし、鶏姦罪に関する言説は「文明開化」や国家観についての個々の認識や理解が背景にあり、性行為以外の言説ないし社会的な制度を考察する必要性が明確となった。

キーワード 鶏姦罪, 新聞報道, 批判的言説分析, 文明開化

1. はじめに

近年では、「LGBT」が学术界やマス・メディア、そして行政機構の中で一つの重要なテーマとなりつつある。これはセクシュアリティのあり方について再考する転機だと言える。そのような LGBT への注目は、同性愛を非正常と捉える歴史的なパースペクティブの根強さを示している。しかしながら、日本では男性間の同性愛行為が武士や僧侶によって一種の文化として実践されてきた経緯がある。当時、公権力はその行為が階級構造の流動化をもたらすとして危惧していたものの、道徳的意義という観点からの懸念が少なかったとされる。だが、1873年(明治6年)成立の「鶏姦罪」は、同性愛的行為を違法行為として定義し、民衆の生活から排除されるべき行為だとする認識の形成を促したと言える。明治新政府はわずか数年で性の正統性を書き換えようと試みた。

鶏姦罪は同年に施行された改定律例の第266条で定められている。それは犯姦条例として「凡そ鶏姦スル者ハ各懲役九十日華土族ハ破廉恥甚ヲ以テ論ス其姦セラルノ幼童十五歳以下ノ者ハ坐セス若シ強姦スル者ハ懲役十年未タ成ラサル者ハ一等ヲ減ス」と記された。この条例を受け、明治時代の新聞紙は鶏姦行為を改心や刷新の対象として報道した。異性愛の絶対化という近代的な性規範の確立以前にも関わらず、なぜそのような報道が成立していったのか。この報道ないし言説の構造を明らかにすることが本研究の目的である。

2. 鶏姦罪の分析視点

(1) 鶏姦罪の先行研究

鶏姦罪を主たるテーマとする研究は数が非常に限られており、ここでは法学者の霞信彦と社会学者の古川誠による研究を議論の出発点としたい。霞は鶏姦罪を含む改定律例の復古的性格を指摘する。霞(2007)によると、改定律例は「明治3年12月に頒布をみた明治政府最初の統一刑法典、新律綱領の改正法」で、「基本的には、中国に起源をもつ『律令』を母法とする律系刑法典と位置づけられ」という。これは古川(1994)においても同様に、明治初期の刑法が西洋の強い影響よりも「復古主義的傾向を背景として」作られたとされる。ただし古川(2001)によると、「男色という概念には付着していなかったマイナスのレッテルが、鶏姦(罪)という概念にははっきりと結び付けられている」という。つまり、鶏姦罪は近世までの男色との認識上の断絶によって成立しており、明治以後に明確化していく同性間性交に対する否定的な理解を示していると言える。法の

復古的性格にも関わらず、行為そのものの意味が過去とは異なっており、歪んだ状態にあるという特徴を持つのである。

(2)性のディスコース分析

これまでに鶏姦罪の言説を直接対象とした研究は無いものの、理論・方法論としてフーコー的言説理論を援用した赤川学(1999)による研究が参考となる。ただし、赤川は1870年代から100年間の自慰言説を分析した際、フーコーの理論には「非言説実践」という概念の曖昧さによって「『言説の背後に権力(関係)がある』といった、超歴史的な唯・権力観による説明に容易に近接してしまう」危うさを述べている。つまり、フーコーの理論を操作可能な経験的方法論にするには困難が伴うのであり、理論の軽率な適用は却下されるべきである。応用するには多くの改善が求められる。そこで本研究では、フーコーなどの言説の理論やメディア分析の方法論の研究成果を取り込み、経験的方法論として構築された批判的言説分析(Critical discourse analysis)を用いることとした。

(3)本研究の分析方法

横浜毎日新聞と読売新聞の創刊から1877年(明治10年)までの記事を、異性愛的性交と鶏姦行為に分けて分析した。異性愛的性交の記事を分析に導入した理由は、鶏姦行為を論じた記事が極端に少ないためであり、異性間性交との比較から鶏姦行為に関する記事の特徴を明確にするためである。

言説分析の方法は、数あるCDAの分析手法の中でも、通時的な分析を得意とする「談話の歴史的アプローチ(Discourse-Historical Approach, 以下DHA)」を用いた。その方法論的特徴は、行為や行為者、その叙述に用いられた動詞や形容詞の構文的なつながりを焦点とする「言説ストラテジー」と、立論の諸類型を判別する「トポイ」である。両者は特定の社会現象を否定的ないし肯定的に論じる言説の様態と、その戦略的手法を明確にする分析手法と言える。また、対象期間の記事を総体的に考察するため、間テクスト性(inter-textuality)という観点に基づき、記事同士の関連性や差異を考察した。それらの分析方法は新聞言説の意味内容を歴史的に明らかにしようと試みるものだとと言える。もちろん、批判的言説分析を援用した研究はこれまでも国内で行われてきたが、村田久美子(2008)によれば「日本におけるCDA的視点、分析方法が、限定的で、従って分析自体も限定的となりがちで、これがまた、批判的に捉えられることもな」かったとされる。この批判に応え、本研究では可能な限りDHAの包括的な援用を試みている。

具体的には、「姦通」などの語を含む異性愛的性行為に関する記事159件、「男色」などの語を含む鶏姦行為に関する記事14件を対象に分析した。ただし、当時の新聞は異性愛と鶏姦のいずれにおいても性交関連の記事は、強姦や密通に関する事件記事や投書記事が多く、ほとんどが否定的な内容で占められている。そのため、本研究ではその否定性の論じられ方を言説分析の焦点とした。

3. 得られた知見

異性愛的性交に関する記事は「開化」「学問」「法」「非人道」「心得違い」「孝行」という6つのジャンルに分類できた。これらのジャンルは1つの記事の中で複合的に用いられる場合があるものの、対象記事のほぼ半数で異性愛的行為を「非人道」と表現している。行為者は「牛馬」「人外」「畜生」「鬼畜」と形容され、その行為が社会空間の境界に存在するものと評される。また、それらの記事は、新政府の権威と法の定義という正統性を根拠に論が立てられており、行為ないし行為者の社会的な排除を当とする言説を構築していた。

代表的な記事として、『横浜毎日新聞』の1872年(明治5年)10月28日付朝刊に掲載された右の雑報を例に説明したい。この記事における行為者は、郭を出た「女」と「馴染の客」、「地獄と称ふる淫売婦」「買試の者」である。「地獄と称ふる淫売婦」は、集合的な存在として記されている。主たる出来事は「芸妓解放」「淫行賣」で、そのプロセスは「郭外に出る」「誘引」「淫売して」「盛ん」「得たり」である。叙述のストラテジーは、「淫行賣」をする「女」が「牛馬に比する者」¹であるとされる。「馴染の客」はそ

べ敢詰多行毎盛地乘至漆青
未く問勢状日ん獄じりの原
聞彼せ競未新なと右控容町
も徒くひ聞聞る籍等によ
文のそてな日由ふの淫誘藝
明暴を其る報買る淫賣引妓
緒威社本と社試淫行し解同
端も長荷論よの買實てら放
な億のよせて者婦も憚れ後雜
らせ普來く魚よ金牛ま嬉自報
んず回りに河り龍馬とく由
歟判如何彼岸確山よなのよ
然何人徒と報下比し森廓
公みの是稱と馬す今或外
平り投とふ得道る般へよ
のし書畧るたの者寛隅出
論やな見盛り近歟大田る
説知るしり辺の辺と
とら裁て場に御の得
主すと憤のて仁淫て
張そ強怒徒密恵室其
せ雖勢しのみよも馴

¹ いわゆる「娼妓芸妓解放令」は明治5年10月2日に出された布告であり、人身売買を禁じ、身の解放と借金の減免を命じたものである。また、

の共犯関係にあり「女」を誘引する人物である。そして「淫売婦」は隠れて売春を行う。つまり、密かに行われる淫売行為は非人道的行為だと述べており、「正常な」人々の外側に位置されている。また、「寛大の御仁恵」という権威のトポスをを用い、森や淫室などで憚って行くことを「牛馬」という言葉によって非人道的な行為と断罪し、その違反性に基づいて「密売春は罰せられるべきである」という命題を論証している。つまり、淫売行為からの解放を促す政府の権威性を論拠に、その平等主義的理念に反する行為の非人道性を成立させている。

他方、鶏姦行為に関する記事は、「開化」「法」「非人道」「旧習」「恥」という5つのジャンルに分類された。鶏姦罪の成立以前は、「鶏姦」という言葉は使用されず、男色が「文明開化」の時勢に反する行為と述べられる。記事では「文明国」という理念、そして新政府による徳目としての「五倫」と「三則」を根拠に立論がなされ、男色行為は処罰が無くとも民衆と国家の理念・規範に反すると否定される。鶏姦罪の成立以後、ほとんどの記事が「法」に基づき否定的に論じられており、理念・規範から「法」へという論調の変化が確認できる。ただし、それらの記事中では「法」だけで鶏姦行為を語ることは稀であり、「開化」「旧習」のジャンルとともに論じられている。つまり、その否定性は、遵守すべき法律に対する違反と新時代の理念（文明開化）との齟齬を論拠とすることで成立している。そして異性愛的行為の記事との比較からも、鶏姦行為は「非人道」的な行為だと断定されない傾向が分かった。ここから、新聞言説における鶏姦行為は、民衆の習慣的行為として認識されていたものの、法と精神への違反というトポイ（論証ストラテジー）によってその否定性が構築されていることが分かった。

この点を示す代表的なものとして『読売新聞』の1975年（明治8年）9月20日付朝刊の記事を例示したい。

男たちが男児を襲い、失敗して騒ぎになったので逃げた挙句に切腹したという話である。行為者は、士族と思われる「松井」「井芹」「中尾」の三人、そして「井戸某」と「今村」である。現象・出来事は「釜泥棒」「裏門やぶり」「切腹」で、そのプロセスは「抱かかると」「逃げて」「切腹」が挙げられる。三人は「子奇麗な顔」の「若衆」を無言で捕まえようとし、知り合いと考えられる「井戸某」と「今村」と逃走するといった「不体裁」な行動をする人物である。この男色的な行為は「釜泥棒」であり、武士でなく「落武者」としての「大罪」だと論じられる。また、切腹に対する否定的な言葉が無いように、この「釜泥棒」という行為の代償は

自決が相応しいとする書き手の評価を読み取れる。言い換えると、「釜泥棒」は、「切腹」に匹敵する恥や罰が予想可能な「面倒」な事態なのである。そして、先進地が開化の地であるとする「定義」のトポスを支えとして、男色的行為は「遠国」の「野蛮」な風習であり、開化の空間で禁止された蛮行だからこそ、「不体裁」であると論証している。この記事で注目すべきは、野蛮な風習として男色的行為の存在を認めている点である。つまり、鶏姦行為は開化の地以外では慣行として承認される状況があったと言える。

○まことに聞かすお氣の毒な話なれども坊さん女房の持てる世の中ゆゑ、ト開けて野蠻の風いざらりと吹ぶやうに成されと申上ておきます。以来の咄らお止あさい人の評判に遠國の人に多いといふが其も當に成ません。爰に白川縣下の松井、井芹、中尾の三人が天氣のよい日に水前寺へ参る。道にて茶屋町の茶屋の屋敷に出合ひました。此息子の子奇麗な顔にて其日の療治に醫師へ参る途中ゆゑを一人つれて通りすぎると三人の先生が此若衆の後ろつら物もいはせに抱かかると婆々の周章で近所の養蠶所へかけこみ大騒ぎ出来ると騒ぎたてる夫曲ものだ。月夜ならバまぶさものと書目中の釜泥棒といふ奴等島屋の番頭と追かける三人のやうく逃て別所村までまると井戸某の家へ隠れると選卒さんも飛んで来て此家に相違なしと捕へる處を主人の井戸も加勢まで四人一度に刀をぬいて切うける。選卒さんの疵と受ながら取てかゝると四人の其場と逃出して途中で今村といふ人を加勢にたのみ五人にて西無田村まで落武者も裏門やぶりの大罪もの逃たとて其儘の溝まぬと覺悟とさめ跡にて面倒の起るより此場で切腹いゝさんと井戸中尾井芹の三人の銘々自分で腹を切松井今村の兩人の君とられて送られました。是れ六月七日の事ナト古聞の堪忍して以来を皆さんつしんで彼やうな不体裁の無いやうにと新右衛門町の桃地の主人が有りたまふをおまらせやす

記者のす以後何でも益はず堀出して下さるより成たけ償るやうな事をお送り下されまし

4. おわりに

異性愛的性交と鶏姦行為に関する語りの違いから、鶏姦行為のディスコースについて一定の知見を得ることができたと思う。だが、なぜ新聞社は、鶏姦罪の規定に対して目立った批判を展開することなく、「法」を記事の基調として採用したのかが明確ではない。また、異性間性交と鶏姦行為のディスコースに上記のような差が生じたのかも分からない。おそらく記事の考察

その際に「娼妓芸妓人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ借ス所ノ金銀並売掛ヶ滞金等ハ一切償ルヘカサル事」と司法省布達文を出している。この『横浜毎日新聞』の記事における「今般寛大の御仁恵」とは、「娼妓芸妓解放令」を指していると考えられる。宮武外骨の『明治奇聞 第3編』（半狂堂、1925年、14-16頁）によると、この布告中の「牛馬」という表現が明治期の新聞で用いられるという。

に特化した分析のみでは、これらの問いに答えることは難しいと言える。これは批判的言説分析の方法論に内在する問題点と捉えることも可能であろう。

また、本研究で明らかになったように、鶏姦罪の新聞言説は文明開化という言葉と強く結びついていた。その文明開化という語は国家や思想家のスローガンとして用いられただけでなく、その言葉と対応する政策や社会的制度との関連性があると考えられる。それゆえ、鶏姦罪についての分析だけでなく他の法律や制度との連続性や非連続性について考察を進める必要がある。セクシュアリティの問題は五箇条誓文や五榜の掲示で示された国民国家の思想とも深く関連していると見られ、鶏姦行為を含む性言説の外側についての分析が重要になると思われる。今後は文明開化と社会との関係において考察することを念頭に置き、日本の近代における性言説の様態分析を複合的な視点から分析することを課題としたい。

参考文献

- 1)赤川学 (1997) 『セクシュアリティの歴史社会学』 勁草書房.
- 2)古川誠 (1994) : セクシュアリティの変容 : 近代日本の同性愛をめぐる3つのコード, 『日米女性ジャーナル』 No. 17, pp. 29-55.
- 3)—— (2001) : 「性」暴力装置としての異性愛社会—日本近代の同性愛をめぐって—, 『法社会学』 No. 54, pp. 80-93.
- 4)霞信彦 (1990) 『明治初期刑事法の基礎的研究』 慶應義塾大学法学研究会.
- 5)—— (2007) 『矩を踰えて—明治法制史断章』 慶應義塾大学出版会.
- 6)Leupp, P. G. (1995) *Male Colors: The Construction of Homosexuality in Tokugawa Japan* (『男色の日本史 なぜ世界有数の同性愛文化が栄えたのか』, 藤田真利子, 作者, 2014.)
- 7)宮武外骨 (1925) 『明治奇聞 第3編』 半狂堂
- 8)村田久美子 (2008) : 異文化理解の視点よりみた批判的談話分析 (CA) の可能性と問題, 村田久美子, 原田哲男編 『コミュニケーション能力育成再考—ヘンリー・ウィドソンと日本の応用言語学・言語教育』 ひつじ書房, pp. 229-253.
- 9)Reisigl, M. and Wodak, R. (2001) *Discourse and Discrimination: Rhetorics of Racism and Antisemitism*, London: Routledge.
- 10)—— (2009) : "The Discourse-Historical Approach(DHA)", in Wodak, R. and Meyer, M. (eds.), *Methods of Critical Discourse Analysis*, 2nd edition, London: Sage, pp. 7-121.
- 11)Wodak, R. (2011) *The Discourse of Politics in Action: Politics as Usual*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- 12)Widdowson, H. G. (2004) *Text, Context, Pretext. Critical Issues in Discourse Analysis*, Oxford:Blackwell.